

## 令和3年度私立中学校等修学支援実証事業 (私立中学校等修学支援補助金)について

兵庫県では、国の「私立中学校等修学支援実証事業費補助金」を活用し、私立の小学校・中学校の児童生徒の保護者で、一定の所得基準を満たし、文部科学省が実施する調査にご協力いただける方に対し、私立中学校等修学支援補助金を支給します（返還の必要はありません）。

所定の基準にあてはまり、調査にご協力いただける場合は、学校に申請してください。  
なお、申請の要件、支給額などの詳しいことは学校にお問い合わせください。

### 私立中学校等修学支援補助金の支給を受けることができる人

#### ◆ 対象者の条件

令和3年7月1日現在、学校法人が兵庫県内に設置する私立の小学校・中学校（学校教育法第1条に規定する学校のみが対象で、いわゆる外国人学校やフリースクールは対象となりません）に在籍する児童生徒の保護者が、次の要件すべてに該当すれば、支給を受けることができます。

(1) 年収400万円未満の世帯（※）であること

※年収400万円未満の世帯であるかは、以下の要件により判断します。

（記載項目は抜粋ですので、詳細は申請書でご確認ください）

- ① 保護者（親権者、同居の祖父母、その他学資を負担する者）等全員の所得（所得金額から雑損控除及び人的控除等を差し引いた額）の合計が、140万円未満（ひとり親控除を受けている場合は143万円未満）であること
- ② 保護者等全員の資産保有額（預貯金、有価証券、貴金属、投資信託、タンス預金の合計から負債を控除したもの）の合計が600万円以下であること
- ③ 祖父母等からの教育資金の一括贈与を受けていないこと 等

(2) 文部科学省が実施する調査に協力すること

アンケート調査の他、文部科学省によるヒアリング調査にご協力いただく場合があります。

#### <ご注意>

※ 児童生徒が令和3年7月1日現在私立の小学校・中学校に在籍していない場合は、対象外です。

※ 本事業は予算の範囲内で実施される実証事業であり、所得基準等を満たしている場合であっても支援の対象とならない場合があります。

#### ◆ 支給額

年額 10万円

#### <ご注意>

※ 学校法人が実施する授業料等の減免を受けており、授業料が10万円を下回る場合、減免後の授業料が上限となります。詳しくは学校にお問い合わせください。

## ◆ 申請書の提出

以下の書類を、学校が定める日までに学校に提出してください。

### ○私立中学校等修学支援補助金支給申請書

・日本国内での収入のみの場合 → **様式A**

・保護者等のうち1人でも国外での収入がある場合 → **様式B**

### ○誓約書

#### ○保護者の令和3年度の課税証明書（所得及び控除額が確認出来るもの）

※市(町)民税・県民税の特別徴収税額決定通知書の写しを提出する場合、必ず全体  
が切れないようにコピーしてください。

※市(町)民税・県民税税額決定・納税通知書（自分で申告している場合）の写しを  
提出する場合、必ず3枚ともコピーしてください。

※必要な所得情報等が記載されていない課税証明書等の場合、必要な情報が掲載さ  
れた他の証明書を提出してください。

※課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は国外での収入を証明する書類  
を提出してください。

### ○資産額を確認できる通帳等の写し

### ○調査票

※「申請書及び保護者の市町民税所得割額が確認できる書類」と「調査票」は分け  
て封筒に入れてください。

※調査票を入れた封筒は、必ず封をし、封筒の表側に児童生徒の学校名、学年及び  
氏名を記載して提出してください。調査票は、学校及び県では開封せず、そのま  
ま文部科学省へ送付されます。

※支援を受けるためには、調査にもれなく回答する必要があります。調査表の最後  
まで、必ず記入漏れのないようにご回答をお願いします。

※期限までに必要な書類が提出されなかった場合、支給を受けられません。

## ◆ 支給の決定及び支給の時期

支給の決定は、調査票等を文部科学省で確認し、文部科学省から県へ交付が決定さ  
れた後になる予定です。

そのため、決定の通知又は支給前に時期についてお問い合わせ頂いても、見込を含  
めてお答えいたしかねますので、時期についてのお問い合わせはご遠慮ください。

なお、昨年度は令和4年2月末に支給決定し、同3月に支給を行っています。